二　登録申請者が、施設認定農林水産物等の生産、販売その他の取扱いを業とする者（以下この号において「取扱業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあっては、取扱業者がその親法人であること。

ロ　登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2　登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録認定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録認定機関が行う認定等に係る施設認定農林水産物等の種類

四　登録認定機関が認定等に関する業務を行う事業所の所在地

（準用）

第三十六条　第十八条第二項、第十九条、第二十条第三項及び第二十一条から第三十三条までの規定は、登録認定機関について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第三十四条」と、「第二十条第一項各号」とあるのは「第三十五条第一項各号」と、第二十条第三項中「前項各号」とあるのは「第三十五条第二項各号」と、第二十一条第二項中「前三条」とあるのは「第三十四条、第三十五条並びに第三十六条において準用する第十八条第二項、第十九条及び前条第三項」と、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十九条、第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条から第三十三条までの規定中「発行」とあるのは「認定等」と、第二十七条第二項中「取扱業者」とあるのは「第三十五条第一項第二号に規定する取扱業者」と、第二十八条中「第二十条第一項各号」とあるのは「第三十五条第一項各号」と読み替えるものとする。

第二条　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に、「第七十五条」を「第七十七条」に、「第七十六条―第八十三条」を「第七十八条―第八十五条」に改める。

第一条中「関する」の下に「国内外における」を加える。

第二条第一項ただし書中「酒類並びに」を削り、同条第二項中「、次に掲げる事項」の下に「（酒類にあっては、第一号ロに掲げる事項）」を加え、同項第一号ロ中「生産行程」の下に「（酒類にあっては、環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物として政令で定める要件を満たすもの又は環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によって生産された畜産物として政令で定める要件を満たすものを専ら原料又は材料として製造し、又は加工したものに係るものに限る。）」を加え、同項第四号中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4　この法律において「同等性の承認」とは、外国の政府機関が、農林物資の種類ごとに、当該農林物資に係る日本農林規格による格付の制度と当該外国の格付の制度とが同等の水準にあること及び当該日本農林規格による格付が行われた農林物資について事業者が当該外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示を付することを認めることをいう。

第三条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「農林水産大臣は、飲食料品」を「主務大臣は、飲食料品（酒類を除く。）」に改め、同条第四項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第四条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第六条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第九条第一項から第四項までの規定中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第五項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第十条第一項から第四項までの規定中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第六項中「当該物資」を「当該農林物資」に改め、同条第九項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第十一条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、「農林物資を含む。」の下に「第十二条の二第一項及び」を加える。

第十二条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第三章第一節に次の一条を加える。

（外国格付の表示）

第十二条の二　農林物資の輸出をしようとする取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者は、主務省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資について、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、同等性の承認のある外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示であって主務省令で定めるもの（以下「外国格付の表示」という。）を付することができる。

2　前項の認証を受けた取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者（以下「認証外国格付表示業者」という。）は、第十条第一項から第三項までの認証を受けて自ら格付の表示を付する場合であって、当該格付の表示に係る外国格付の表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定により格付を行い、又は農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する前に、当該認証に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付しておくことができる。

3　前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示が付された農林物資は、第十条第一項から第三項までの規定により格付が行われ、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された後でなければ、譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。

4　第二項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付した認証外国格付表示業者は、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に第十条第一項から第三項までの規定による格付の表示が付されないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その外国格付の表示を除去し、又は抹消しなければならない。

5　第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。

第十三条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第十四条第一項中「第十二条第一項」の下に「、第十二条の二第一項」を加え、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項及び第七十五条第一項ただし書」に、「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第十六条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第十七条第五項及び第十八条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。